

# 高齢者虐待防止法

## ——地域で生かすためのポイント

河野正輝

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律124号）が、昨年11月制定され、本年4月から施行されました。これを受けて、本年7月に、高齢者虐待防止学会が開催され、この新法を事例援助にどう生かすべきかが真剣に討議されました。各県においても高齢者虐待防止シンポジウムが開催され、取り組みが次第に進められつつあります。

市町村の地域包括支援センター職員や市民が、高齢者の権利擁護のために、本法をできるだけ早く使いこなせるようになることが求められているのです。高齢者虐待防止学会で取り上げられた論点を含めて、本法を活用するうえで留意すべき点を、2, 3挙げてみましょう。

### 虐待行為にあたるのは

この法律は65歳以上の高齢者を対象としています。しかし、支援の必要性という点からいえば、65歳以上に限られませんし、本法ができるまで、不十分ながら65歳にこだわることなく広く高齢者の虐待に対し、支援の措置を講じてきた自治体もあるのですから、実際の運用では、65歳未満に対する支援も疎かにすべきではないわけです。

虐待行為とは、「外傷が生じるおそれのあ

る暴行」「著しい減食又は長時間の放置」などと定義されています（法2条4項1号、2号、5項1号、2号）が、これらの文言は、狭く限定的に解釈することを求めているのではないのです。定義から分けて考えるのではなく、現状を直視して、高齢者に向けられる言動や扱いとして放置できない状況にあれば、「外傷が生じるおそれ」が全くない場合を除いて、虐待にあたると考えて、迅速に対応することこそ求められているのです。

養護者が「著しい減食」などをすることは、前述のとおり虐待（ネグレクト）にあたります。要注意は、養護者以外の同居人が暴行、暴言等の行為をすることを、養護者が放置することも虐待（ネグレクト）とみなされることです（法2条4項1号ロ）。また、財産的虐待については、養護者だけでなく高齢者の親族による行為も虐待とみなされますから、注意が必要です。

そのほか、施設における身体拘束はどうかといえば、多くの場合、「身体に外傷が生じるおそれのある暴行」または「高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」（法2条5項1号イ、ロ）にあてはまり、虐待に該当します。また、施設内のみならず在宅においてヘルパーが職務上の義務を著しく怠ることも虐待と定められている（法2条5項2号）

ことにも留意が必要です。

### 通報義務を負うのは

一般の市民でも、高齢者が「生命身体の大な危険」にあることを発見したときは、通報の義務を負います（法7条1項）。この義務は単なる努力義務ではないから、通報しないことは通報義務違反として違法になります（ただし、義務違反に対する本法上の直接の罰則規定はありません）。

ヘルパーやケアマネジャーが虐待に気づいた場合、通報することに高齢者等の同意を得ることは必要ありませんが、ケアマネジャー等は利用者との信頼関係のうえに立って支援を行うのですから、利用者に判断能力があれば、利用者自身が虐待について地域包括支援センターに相談するよう支援していくことが適切でしょう。利用者に判断能力がない場合は、家族（虐待者）との信頼関係にこだわらず、また契約が打ち切られる可能性を恐れず、高齢者のために何をなすべきかを第一義に考えて、まず通報すること、そして地域ケア会議において複数の専門家によって対応が協議されるよう働きかけるべきでしょう。

ところで、地域住民が通報することは、住民相互の信頼関係を損ない、住民間に疑心暗鬼を生んでしまう、と危惧する向きもあります。このような疑心暗鬼を招かないためにも、日頃から地域全体で高齢者が暮らしやすい街づくりに取り組み、通報しやすい地域環境を築くことに心がけることが重要です。

通報した結果思い違いであった、ということもあります。この場合、家庭内虐待の通報に関しては、その通報に過失があっても責任を問われないとされています（施設内虐待の通報に過失がある場合、責任を問われる可

能性があります。法21条6項）。ですから、誤った通報を恐れずに、地域包括支援センター職員ができるだけ迅速に調査できるよう、早期に通報することが肝要なのです。

### プライバシー権との兼ね合いは

一般には、家庭の中は家族の自治に任されており、外部の者が勝手に侵入したり覗き見したりしないよう、プライバシー権が保護されています。このプライバシー権との兼ね合いで、家族以外の者が家族の反対を押し切って立入調査をすることは難しいのです。

しかし、高齢者の生命身体に重大な危険が迫っている虐待の場合は、プライバシー権よりもまず生命を救出する利益の方が優先することになります。

救出後、家族（虐待者）が高齢者を引き取りに来た場合、どうすべきかということも問題になります。家族だからという理由のみで、高齢者を引き取る（つまり、高齢者の居所を指定する）権限はありません。どこに住むかは、高齢者本人が自己決定する権利を持っています。本人に判断能力がなければ、成年後見制度を利用すればよいのです。

最後に、当然のことながら、付け加えておきたいことは、虐待者（家族）と被害者（高齢者）を分離することが当面必要でかつ適切である場合でも、できる限り、養護者を支援して、家族の絆を回復させるという目標を忘れるべきではないということです。

以上、いくつかのポイントを挙げましたが、高齢者・障害者の権利擁護に関して、より詳しく調べたい方は、拙著『社会福祉法の新展開』（有斐閣、2006年）を参照していただければ、幸いです。

（本研究所研究員 社会保障論）